

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>第1条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (同左)</p>
<p>第11条 (略)</p> <p>2 非営利特例対象法人（貸金業法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第5条の3の2第2項</u>に定めるものをいう。以下同じ。）たる協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、前項の定めに加え、非営利特例対象法人に対する特例を踏まえた社内規則等を策定し、社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第11条 (同左)</p> <p>2 非営利特例対象法人（貸金業法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第5条の6第2項</u>に定めるものをいう。以下同じ。）たる協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、前項の定めに加え、非営利特例対象法人に対する特例を踏まえた社内規則等を策定し、社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p>
<p>第11条の2～第79条 (略)</p>	<p>第11条の2～第79条 (同左)</p>
<p>附 則（平成19.12.19）～（令4.2.28） (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則（平成19.12.19）～（令4.2.28） (同左)</p> <p><u>附 則（令4.5.20）</u></p> <p><u>この改正は、令和4年5月20日から施行する。</u></p> <p><u>（注）改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>第11条を改正。</u></p>